

○第125回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年7月8日（水）13：59～16：02

議事概要：

（1）農薬（テブコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.029 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、小麦、りんご等に使用します。今回、かんきつ及びキャベツへの適用拡大申請がされています。

（2）農薬（ビシクロピロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.00028 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.01 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、とうもろこしへのインポートトレランス申請がされています。

（3）農薬（フルオピラム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.012 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、なし、もも、ネクタリン等に使用します。今回、だいち、はくさい、りんご等への適用拡大申請及びらっかせいへのインポートトレランス申請がされています。

（4）農薬（プロメトリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*除草剤で、水稲、小麦等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（5）農薬（ベンゾビンジフルピル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.012 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。とうもろこし、だいず等へのインポートトレランス申請がされています。

(6) 農薬及び動物用医薬品（ジフルベンズロン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承された。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議予定。

\* 殺虫剤で、りんご、もも等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

(7) 農薬（チアメトキサム）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 殺虫剤で、稲、トマト、いちご等に使用します。今回、たまねぎへのインポートトレランス申請がされています。